労働力調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○労働力調査規則(昭和五十八年総理府令第二十三号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
(趣旨)	(趣旨)
第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第	第一条 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第
二条第四項に規定する基幹統計である労働力統計を作成するための	二条第四項に規定する基幹統計である労働力調査を作成するための
調査(以下「労働力調査」という。)の実施に関しては、この省令の	調査(以下「労働力調査」という。)の実施に関しては、この省令の
定めるところによる。	定めるところによる。
(調査事項等)	(調査事項等)
第六条 労働力調査は、総務大臣の定める様式による調査票により次に	第六条 労働力調査は、総務大臣の定める様式による調査票により次に
掲げる事項を調査する。	掲げる事項を調査する。
一 全ての世帯員に関する事項	一 <u>すべて</u> の世帯員に関する事項
イ〜ハ (略)	イ〜ハ(略)
二 十五歳以上の世帯員に関する事項	二 十五歳以上の世帯員に関する事項
イ〜リ (略)	イ〜リ(略)
ヌが就業時間及び就業日数	ヌー週間の就業時間
ル (略)	ル (略)
三 (略)	三 (略)
2 (略)	2 (略)